五　管理の内容
　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び天塩川水系名寄川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
六　管理の期間
　平成二十六年一月二十日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
高松町二番一〇番まで二丁目三番九から同市若松町二丁目三番一〇番まで	前	A　二二メートル B　二三メートル C　二六・八メートル D　二三メートル E　二一・六メートル	二六・二キロメートル	図面D上の関係・記載。地図面及びEA・B・C・D・E・Fの区域については、図面縦覧場所に示す。
	後	A　二二メートル B　二三メートル C　二六・八メートル D　二三メートル E　二一・六メートル F　二一・六メートル	二六・二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４００号
東京都江戸川区西小岩４―１―19　マエノビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西小岩４丁目１番19号
債務者　株式会社Ｐ・Ｉ・Ａ
代表者代表清算人　岡本　　恒
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　啓
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０７号
東京都八王子市美山町2161番地の23
債務者　株式会社大雄製作所
代表者代表取締役　大石　　一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大城　季絵
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４５８号
神奈川県相模原市南区相模大野６―13―７、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市南区旭町15番36―811
債務者　有限会社味園
代表者代表取締役　味園　憲二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０５号
東京都豊島区南池袋２丁目９番17―1101号
債務者　株式会社大宣
代表者代表取締役　大橋　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　泰彦
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０９号
東京都品川区八潮５丁目６番37―201号
債務者　有限会社ユーエヌケイ
代表者代表取締役　上地ゆかり
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重岡　裕介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１２号
千葉県船橋市習志野２丁目12番22号
債務者　株式会社エフ
代表者代表取締役　舟橋　秀弘
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　弘次
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１８号
東京都葛飾区柴又１丁目42番７号
債務者　株式会社雫石工業
代表者代表取締役　雫石　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　淳一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１９号
東京都台東区池之端１丁目１番１号
債務者　株式会社訓美林
代表者代表清算人　林　　訓美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　繁昭
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２１号
東京都練馬区早宮１丁目15番27号
債務者　鶴村工業株式会社
代表者代表取締役　鶴村　純幸
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充裕
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３４号
東京都品川区南大井６丁目25番３号
債務者　株式会社ファーストウィル
代表者代表取締役　馬場　良二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部